

1 居宅介護支援事業

090928 改定

名称	内容	単位数
居宅介護支援 ①特定事業所加算	<p>【特定事業所加算（Ⅰ）】</p> <p>①常勤かつ専従の主任介護支援専門員を配置していること ②常勤かつ専従の介護支援専門員を3名以上配置していること ③利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的開催すること ④算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護3~5である者の割合が50%以上であること ⑤24時間連絡体制を確保し、かつ必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確立していること ⑥介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること ⑦地域包括支援センターから支援が困難な事例を照会された場合においても、居宅介護支援を提供していること ⑧地域包括支援センターが実施する事例検討会等に参加していること ⑨運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていないこと ⑩介護支援専門員1人あたりの利用者の平均件数が40件未満であること</p> <p>【特定事業所加算（Ⅱ）】（新規） 上記の③、⑤、⑨及び⑩を満たすこと。常勤かつ専従の主任介護支援専門員等を配置していること並びに常勤かつ専従の介護支援専門員を2名以上配置していること</p>	<p>特定事業所加算（Ⅰ） 500単位／月</p> <p>特定事業所加算（Ⅱ） 300単位／月</p>
②医療連携加算 （新規）	<p>病院又は診療所に入院する利用者につき、当該病院又は診療所の職員に対して、利用者に関する必要な情報を提供したとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の心身の状況、生活環境及びサービスの利用状況 ・利用者が入院してから遅くとも7日以内 	<p>150単位/月 （利用者1人に1回）</p>
③退院・退所加算 （新規）	<p>【退院・退所加算（Ⅰ）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入院期間等が30日以下の場合で、退院等に当たって病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を求めることその他の連携を行った場合 <p>【退院・退所加算（Ⅱ）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入院期間等が30日を超える場合で、退院等に当たって病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画の作成、サービス利用の調整を行った場合 <p>※初回加算を算定する場合は、算定できない。</p>	<p>退院・退所加算（Ⅰ） 400単位／月</p> <p>退院・退所加算（Ⅱ） 600単位／月</p> <p>* 様式例示有り</p>
認知症加算 （新規）	<p>日常生活に支障をきたすおそれのある症状、行動が認められる認知症日常生活自立度がⅢ以上の利用者に支援を行った場合</p> <ul style="list-style-type: none"> * 主治医意見書の写し等ある場合は、ケアプランと一緒に保管、それ以外は、主治医との面談内容を支援経過等に記録する。また、自立度に変更があった場合は、サ担会議等を通じて情報共有する（69-問67） * 医師の判断は必ずしも文書である必要はない（79-問39） 	<p>150単位／月</p> <p>* 月の途中で確認の場合は、加算は確認した月の初日から、減算は翌月1日から（加算は月額報酬だから）</p>
独居高齢者加算 （新規）	<ul style="list-style-type: none"> ・単身で生活しているとの申し立て ・介護支援専門員が利用者の同意を得て、住民票で単身者であることを確認 ・住民票確認につき、利用者の同意が得られなかった場合又は住民票で単身ではなかった場合でも、介護支援専門員のアセスメントにより単身居住が認められる場合は、計上できる。 ・また、月1回は利用者宅を訪問し、単身居住を確認し、ケアプラン 	<p>150単位／月</p>

	等に記載すること	
小規模多機能事業所連携加算 (新規)	居宅介護支援を受けていた利用者が居宅サービスから小規模多機能居宅介護へ移行する際に、有する必要な情報を小規模多機能事業者へ提供した場合 なお、当該事業所について6月以内に当該加算を算定した利用者については算定できない。	300単位
初回加算	次のような場合に算定 イ 新規に居宅サービス計画を策定した場合 ロ 要介護状態区分の2区分以上の変更認定を受けた場合 ハ 要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画作成 * 新規とは、過去2ヶ月以上当該事業所でプランを作成していない場合(69-問62)	300単位/月
特別地域	厚生大臣が定める地域 ① 離島振興法第2条1項に指定された離島振興対策実施地域 ② 奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定する奄美群島 ③ 山村振興法第7条1項に指定された振興山村 ④ 小笠原諸島振興開発特別措置法第2条1項の規定する小笠原諸島 ⑤ 沖縄振興特別措置法第3条3号に規定する離島 ⑥ 豪雪地帯対策特別措置法第2条1項に指定された豪雪地帯及び2項に指定された特別豪雪地帯 ⑦ 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第2条1項に規定する 辺地 ⑧ 過疎地域自立促進特別措置法第2条1項に規定する地域のうち介護保険法に規定する基準該当サービスの確保が困難と認められる地域であって厚生労働大臣が別に定めるもの ⑨ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法に規定する指定農山村地域 ⑩ 過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項に規定する過疎地域 ⑪ 半島振興法第2条1項に指定された半島振興対策実施地域	
加算要件	特別地域 厚労大臣の定める地域に所在する事業所の介護支援専門員が指定居宅介護支援を行った場合に加算 上記①～⑧	所定単位数の15%加算 告示24
	中山間地域について等小規模事業所加算 ・訪問回数200回以下/月 厚労大臣の定める地域 上記 ⑥、⑦、⑨～⑪	・所定単位数の10%加算 告示83-1
	中山間地域居住者サービス提供加算 事業所の従業者が、厚労大臣の定める地域に居住している者に対して、居宅介護支援を行った場合には、加算する。 厚労大臣の定める地域 上記①～⑦、⑨～⑪	・所定単位数の5%加算 告示83-2

1-2 居宅介護支援

◇ 居宅介護支援、基本単位の取扱い

1 取扱件数の取扱い

* 個人単位ではなく、事業所単位で算定する。

居宅介護支援(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)を区分するための算定方法は、事業所全体の利用者の総数に介護予防支援に係る利用者の数に二分の一を乗じた数を加えた数を常勤換算方法により算定した介護支援専門員の員数で除して得た数とする。

2 居宅介護支援費の割り当て

利用者の契約日が古い順に、1件目から39件目(常勤換算で1を超える数の介護支援専門員がいる場合は、40にその数を乗じて得た数から1を減じた件数まで)については居宅介護支援(Ⅰ)を算定し、40件目(常勤換算方法で1を超える数の介護支援専門員がいる場合は、40にその数を乗じた件数)以降については、取扱件数に応じ、それぞれ(Ⅱ)、(Ⅲ)を算定する。

◇ 中山間地域加算の小規模事業所

小規模事業所の範囲＝実利用者20人以下／月
(前年度(3月を除く)の1月あたりの実利用者数)
その他は訪問介護と同様

◇ 中山間地域に居住する者にサービス提供加算
交通費の支払いは受けることができない

◇ 特定事業所加算の取扱い

2 基本的取扱方針

常勤かつ専従の主任介護支援専門員及び介護支援専門員が配置され、どのような支援困難ケースでも適切に処理できる体制が整備されている。いわばモデル的居宅介護支援事業所であることが必要

3 厚生労働大臣の定める基準の具体的運用方針

(1) 常勤かつ専従の主任介護支援専門員については、当該事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内に
ある他の事業所の職務を兼務しても差し支えない。

(2) 特定事業所加算(Ⅰ)の要件として、常勤かつ専従の介護支援専門員を3名(特定事業所加算Ⅱの場合は
2名)とは別に、主任介護支援専門員を置く必要がある。当該加算を算定する事業所では、少なくとも主任
介護支援専門員1名及び介護支援専門員3名の計4名(特定事業所加算Ⅱの場合は3名)を常勤かつ専従で配置
する必要がある。

(3) 要介護3、要介護4又は要介護5までの者の割合が50%以上であることについては、毎月その割合を記録し
ておくこと

(4) 特定事業所加算Ⅱについて

主任介護支援専門員等の「等」は、09年度中に主任介護支援専門員研修課程を受講し、かつ修了する見込
みがある者であること

◇ 医療連携加算の取扱い

必要な情報とは利用者の心身の状況、生活環境及びサービス状況をいう。利用者一人につき1月1回算定。
利用者が入院して遅くとも7日以内に情報提供した場合に限る。

◇ 退院・退所加算の取扱い

1 退院・退所加算(Ⅰ) 病院診療所または地域密着型介護老人福祉施設、介護保険施設への入院入所期間が30
日以下であった者が退院・退所し、居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合についておいて、退
院・退所にあたって、それら病院施設の職員と面談し、必要な利用者情報の提供を受けた上で、居宅サービス
計画を作成し、利用調整した場合には、居宅サービスの利用開始月に加算する。地域密着型介護福祉施設サー
ビス又は介護福祉施設サービスの在宅・入所相互利用加算や初回加算を算定する場合は算定できない。同一月
に1回のみ算定。同一月に、退院・退所した病院施設が同一である場合については、あわせて算定できない。
情報提供は退院・退所前が望ましいが、退院後7日以内に情報を得た場合について算定できる。

2 退院・退所加算(Ⅱ) 入院・入所期間が30日を超える者であることを除いて、(Ⅰ) と同様

◇ 認知症加算の取扱い

日常生活に支障を来すおそれがある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者」
とは、日常生活自立度ランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者

◇ 独居高齢者加算

利用者から介護支援専門員に対して単身居住である旨の申し立てがあった場合で、介護支援専門員が利用者
の同意を得て住民票上でも単独世帯であることを確認していること。ただし、住民票による確認が利用者の同
意が得られなかった場合や住民票上は単 独世帯ではなかった場合であっても、介護支援専門員がアセスメン
トにより利用者が単 独で居住していることが認められる場合は算定できる。アセスメント結果は居宅サービ
ス計画等に記載する。少なくとも月1回利用者の居宅を訪問し、利用者が単身で居住している旨を確認し、そ
の結果を居宅サービス計画等に記載する。

◇ 小規模多機能型居宅介護事業所連携加算

介護支援専門員が小規模多機能型居宅介護事業所に出向き、利用者の居宅サービスの利用状況の情報提供を
行うことにより、利用者の小規模多機能型居宅介護における居宅 サービス計画作成に協力した場合について
算定できる。同じ小規模多機能型居宅介護事 業所について6月以内に算定した利用者については、算定できな
い。利用者が小規模多機 能型居宅介護の利用を開始した場合のみ算定できる。

1-4 居宅介護支援と給付管理

1 居宅介護支援のプロセスと減算対象

プロセス	内容
1-①課題分析の実施	・利用者の日常生活上の能力、すでに受けているサービス、介護者の状況、住宅等の環境等の評価を通じて問題点を明らかにして、自立した日常生活を営むことができるよう支援するうえで解決すべき課題を、適切な方法で把握する。
②居宅を訪問してのアセスメント	・解決すべき課題の把握（アセスメント）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接して行わなければならない。
2 居宅サービス計画原案の作成	・利用者の希望・アセスメント結果に基づき、家族の希望・地域のサービス提供体制（社会資源）を勘案し、解決すべき課題に対応するために最も適切なサービスの組合せを検討し、サービスの目標・達成時期、内容・利用料等を記載して作成する。
3 サービス担当者会議における専門的意見の聴取	・原則として、サービス提供者会議により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共に共有するとともに、居宅サービス計画原案について専門的見地からの意見を求める（やむを得ない理由があるときは、照会等により意見を求めることができる）。
4 居宅サービス計画の説明及び同意	・原案での各サービスの保険対象・対象外を区分した上で、内容を利用者又は家族に説明し、文書により利用者の同意を得る。
5 居宅サービス計画の交付	・同意を得た居宅サービス計画を利用者及び各サービスの担当者に配布する。（担当者には計画の趣旨・内容を説明する）
6-①実施状況の把握	・計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む）を行い、必要に応じて計画の変更や事業者等との連絡調整を行う。
②居宅を訪問してのモニタリング	・実施状況の把握（モニタリング）に当たっては、利用者・家族や事業者等との連絡を継続的に行う。利用者側に特に事情のない限り、少なくとも月1回は利用者の居宅を訪問し面接するとともに、1月に1回はモニタリング結果を記録する。
7 計画の変更についての専門的意見の聴取	・更新申請や変更申請の場合、原則としてサービス担当者会議により計画変更の必要性について専門的見地からの意見を求める（やむを得ない理由がある場合は照会等により意見を求めることができる）。
8 居宅サービス計画の変更	・変更にあっても、作成時と同様の一連の行為を行う。

※ 太線枠・網掛け部分が守られない場合、減算対象となる。

1-(2) 運営基準減算の仕組み（当該月から解消月の前月までが減算対象）

居宅サービス計画の新規作成・変更	(1) 利用者の居宅を訪問して、利用者及び家族に面接しないとき
	(2) サービス提供者会議等を行っていないとき（やむを得ない事情があるときを除く）
	(3) 居宅サービス計画原案を利用者又は家族に説明し、文書により利用者の同意を得た上で、居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付していないとき
更新認定・変更認定	(1) 居宅サービスを新規に作成した場合
	(2) 要介護更新認定を受けた場合
	(3) 要介護状態区分の変更認定を受けた場合で、サービス担当者会議等を行っていないとき
モニタリング	(1) 1月に利用者の居宅を訪問し、利用者に面接していないとき
	(2) モニタリングの結果を記録していない状態が1月以上継続しているとき